

## 第57回

## 法律研究部で活躍する若手に聞く～金融取引法部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 濱田 祥雄 (65期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、金融取引法部にて活躍されている藤武寛之会員（66期）にお話を伺いました。

— 金融取引法部の概要について教えてください。

当部は、設立から33年程経っており、金融に関する法分野全般を取り扱っております。金融機能は、伝統的な預金、資金の貸付け及び為替取引といった銀行機能に留まらず、保険、証券、信託、リース、クレジット、電子マネー等の各分野に広がっています。当部が研究対象にする金融法務とは、民法、商法や倒産法はもちろんのこと、銀行法や金融商品取引法等の各規制法（業法）を含めた、広く金融機能に関連する法令を意味しています。

部員の構成は、だいたいといった感じですが、若手会員が4分の1程度です。また、銀行やクレジットカード会社など金融機関に勤務しているインハウスロイヤーの会員も所属しております。

— どのような活動をしているのでしょうか。

定例会の開催や書籍の執筆等を行っております。

定例会は毎月第3木曜日の午後6時30分から約2時間開催され、報告及び講義が行われます。報告及び講義を行うのは、当部の会員であったり、関係省庁や金融機関に勤務する外部講師の方であったりします。会員が報告及び講義を行う場合、60期以降の比較的若手の会員も多く担当しています。テーマは、その時期に関心のあるものが採り上げられることが多いです。例えば、平成26年の定例会では、「反社会的勢力排除に係る法的課題と対応」、「経営者保証に関するガイドラインの概説」、「ビットコインの仕組みとその法的課題」、「クラウドファンディングと信託」、

「エクイティ・ファイナンスのプリンシプルの概要」等といった、バラエティに富んだテーマが扱われました。その他には、金融法務に関する最近の重要判例や、改正法への対応等をテーマにしたこともありました。

なお、定例会には、毎回、だいたい10人前後の会員が出席しております。

— 懇親会はありますか。

懇親会は、定例会が終わった後にほぼ必ずあります。懇親会では、会員間での親睦を深めることができます。例えば、金融庁に出向していた会員もおりますので、そのときの話を非常に興味深く聞いております。また、外部講師の方も参加して下さるので、外部講師の方の人となりや業務上の感覚を知る良い機会になっております。特に、外部講師の方の日常業務についてざっくばらんな話を聞くことができ、実務的な感覚ないし嗅覚を学ぶことができる点で非常に役立っております。

— どのようなきっかけで金融取引法部に入部されたのですか。

私は、弁護士になる前、金融関係の会社に10年間勤めておりました。そのときの経験を生かして弁護士としてやっていこうと思っておりましたところ、金融取引法部の存在を知りました。

— 印象に残っている活動内容を教えてください。



藤武 寛之会員 (66期)

印象に残っている活動は、やはり、定例会で報告及び講義を担当したことです。私が扱ったテーマは、定例会の具体的内容として挙げた、「ビットコインの仕組みとその法的課題」になります。事前準備がかなり大変でしたが、入念な準備を行ったことによって、そのテーマについて深い知見を得られました。さらに、その報告を聞いて下さっていた会員の方から案件の紹介がありましたので、結果として得たものは非常に大きかったです。

——金融取引法部に入ってよかったと思うことはありますか。

私は、普段から金融関係の業務に関わることが多いのですが、中には、なじみがなく、かつ、専門書にあまり載っていない事案を担当することもあります。そのときに当部の会員に相談できたことが、よかったと思います。

金融法務は、多岐にわたっており非常にバラエティに富んでおります。しかも、専門性も高いです。そのため、同期等には中々相談することが難しいのですが、私の場合、当部に所属していたおかげで、その分野に精通する会員を予め知っておりましたので、その会員に相談することができました。なお、その会員は私よりも期が上でしたが、当部は会員間の情報交換をしやすい環境にありますので、気軽に相談をすることができました。

——金融取引法部の魅力は何ですか。

金融法務の内容は様々で、それぞれの分野の専門性が

高いものとなっております。いわば‘広くかつ深く’の分野です。とても、一人の力では対応しきれるものではありません。金融法務に携わるためには、やはり、同業者を含めた広いネットワークが必要になってくると思います。そのようなネットワークを形成するのに、当部は非常に魅力的だと思います。

私個人の話にもなりますが、私は以前の職場において営業活動やシステム開発に関わっており、それらに関する金融法務については知識を持っておりましたが、当部に入部したことで、法務といった観点から横断的に金融法務に関する知識を得ることができました。

——若手会員にとってはどのような魅力がありますか。

若手会員にとっては、金融法務を勉強する場として非常に役立つと思います。そもそも、若手会員の研鑽の場は限られていますし、特に金融法務に関する分野を学ぶ機会は少ないでしょう。しかし、当部では、金融法務について研鑽を積むことができます。さらに、定例会での報告及び講義は若手会員が中心になって行うので、若手であっても専門的な知識を得ることが出来ます。私もそうでしたが、定例会の報告がきっかけで仕事のお誘いがありましたので、その専門知識が日頃の業務に結びつくこともあります。

もし、今回のインタビューをきっかけに当部に興味をもって下さった方や、金融法務について研鑽を積みたいという方がおられましたら、是非参加していただければと思います。お待ちしております。